

## 令和3年度防災研修会

# 令和元年東日本台風災害からの教訓 [これから水害被災者相談活動に活かすために]

令和4年3月23日（水）

公益社団法人 長野県建築士会  
説明者 事務局長 湯本和正

### ➤相談の情報源

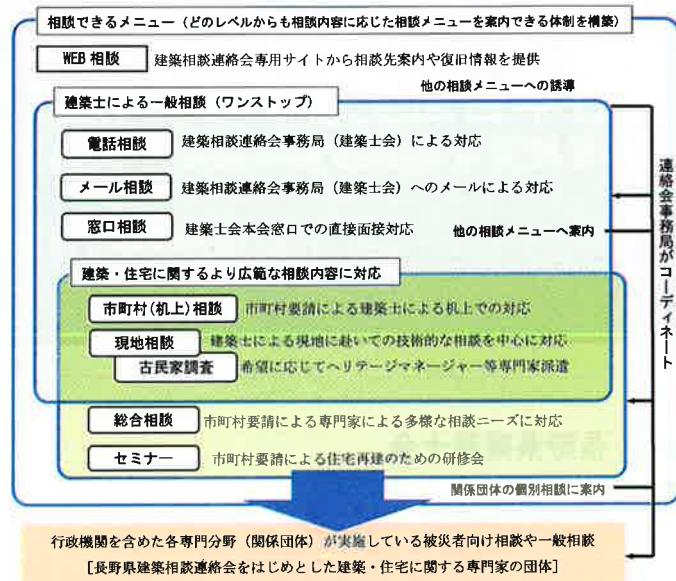
#### 長野県相談連絡会専用サイト

<https://www.nagano-kenchikushikai.org/soudan/>

#### あるいは 住まいのダイヤルHP

[https://www.chord-sodan.com/jutakushutoku01s.html?utm\\_source=Ya hoo21&utm\\_medium=cpc\\_e&utm\\_campaign=shutoku&yclid=YSS\\_1001131422\\_EA1aQobChM167LD2YXlb9gIVAVZgCh0AUQqhEAAYAyAAEgl8CID\\_BwE](https://www.chord-sodan.com/jutakushutoku01s.html?utm_source=Ya hoo21&utm_medium=cpc_e&utm_campaign=shutoku&yclid=YSS_1001131422_EA1aQobChM167LD2YXlb9gIVAVZgCh0AUQqhEAAYAyAAEgl8CID_BwE)

## 今回の被災者相談体制 全体スキーム



震災主体から  
自然災害全般  
の体制構築へ

- これまで「大規模地震」を想定。台風災害等の「水害」には即応性がなかった。
- 水害には、震災の「応急危険度判定」という「二次災害」を防止の観点がなく、自治体の地域防災計画には水害における建築技術者の初動体制などの記述がない。
- 今後、水害に対する建築部門の支援のあり方の記述の必要性について論議が必要。
- これまで多くの水害はあったが、今回ほど広範、かつ大規模な実例がなく、組織立っての相談体制を構築した経験がなかった。
- 被災者に対する支援制度の全容や被災者の個々の実情に応じた相談に対応できるノウハウと蓄積が乏しく、的確なアドバイスを行うための技術資料も乏しかった。
- こうした中、平成29年に構築した「長野県建築相談連絡会」の体制があったことは、被災者相談の体制づくりを迅速に進めることができた大きなポイントとなった。
- 今後も想定される災害被災者相談には、全体相談スキームを含めた今回の体制を引き継ぎ、更なる拡充が期待される。

## 建築技術者の いない自治体 への支援

- ・広範な自治体が発災。建築技術職員在勤の有無により、被災者への支援の一義的な窓口である市町村で対応が大きく異なる。
- ・比較的被災住宅数が多かった上田市や佐久市では、建築技術者が複数在籍することから、相談実施の要望はなかった。
- ・建築技術職員が在籍する長野市では、被災家屋数が圧倒的に多く、行政実務に携わる傍らでの相談業務には大きな負担が伴ったものと考えられ、相談実施要請が長期にわたった。
- ・建築技術以外の相談対応の困難性から即応できる専門家の相談が最も有効であるとの判断もあったものと考えられる。
- ・県下被災市町村への相談体制構築の情報発信は県が行い、市町村の相談体制構築を誘導したが、単独市町村が相談体制を自ら構築することは困難であり、引き続き今回の体制構築と情報伝達の方法は有効であると考えられる。

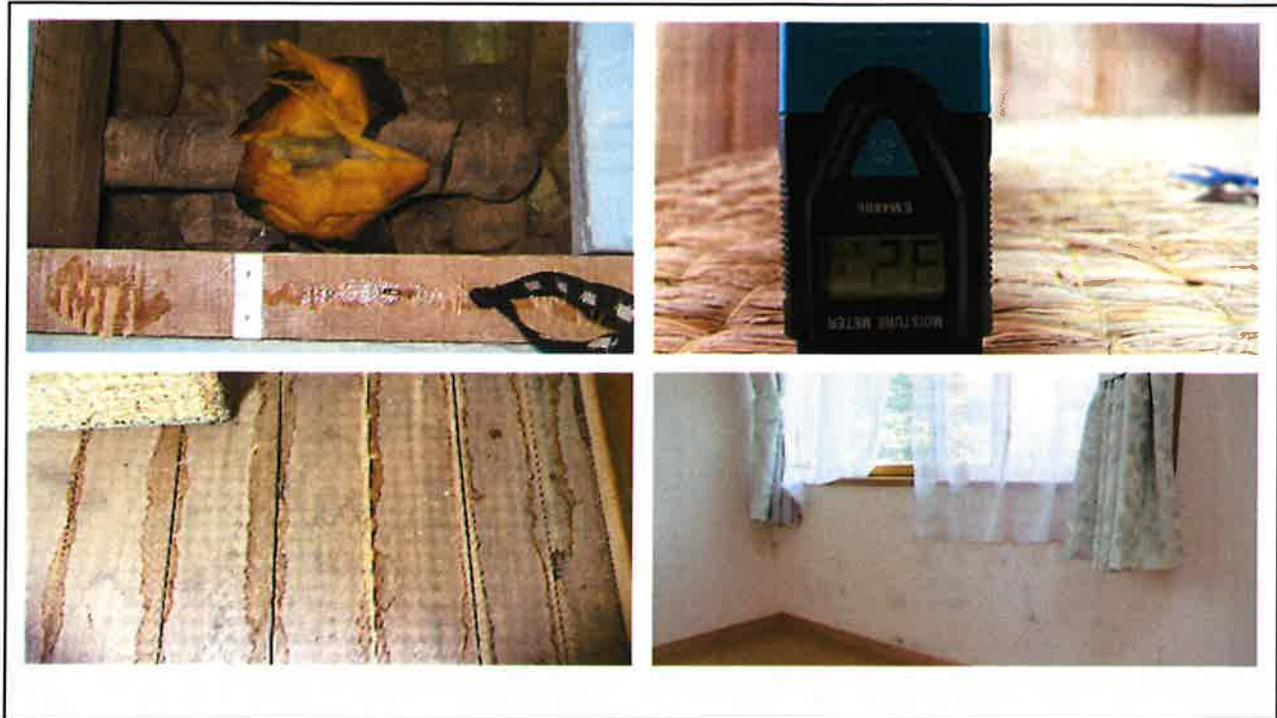
## 経験のない水害と多様な住宅構造等への対応の困難性

- ・被災者からは、「水害」に関する被災状況に応じたアドバイスが求められたが、現地では建築年代、構造、工法など幅広く、古い住宅は画一的な造りで、アドバイスも統一した対応ができるが、近年の住宅は様々な材料、工法があり、これらの状況を把握しつつ、いわば一軒ごとの判断と対応を求められた。
- ・特にプレハブ住宅などは、独自のメーカー仕様があり、これらの工法や仕様を承知していない相談員がほとんどで、改修方法をアドバイスすることができない事例もあった。
- ・被災程度も「床下浸水」から2階にまで達する浸水被害、土石流による被害など様々であり、その被害の程度による復旧方法の判断に迷うこと、さらに、被災者の年齢や家族構成などによって、被災住宅に引き続き居住すべきか、移住すべきかといった被災者の将来の住まいのあり方の判断を求められたものの、的確にアドバイスできる判断力を持ちえないことも多くあった。
- ・こうした個々の被害状況や被災者の思いに、より的確な修繕方法や被災者支援のための様々な助成制度を背景とした総合的な判断に基づく、「建替え」か「修繕」かの選択を迅速に示すことは困難であり、経験のない水害も併せて、被災者へのアドバイスに確証を持てない事案もあったことは事実である。

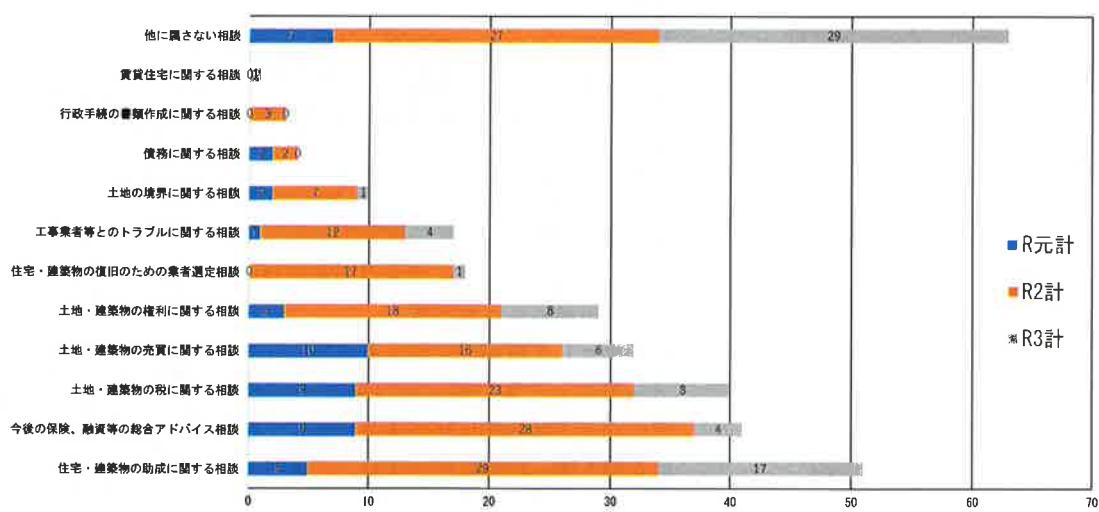


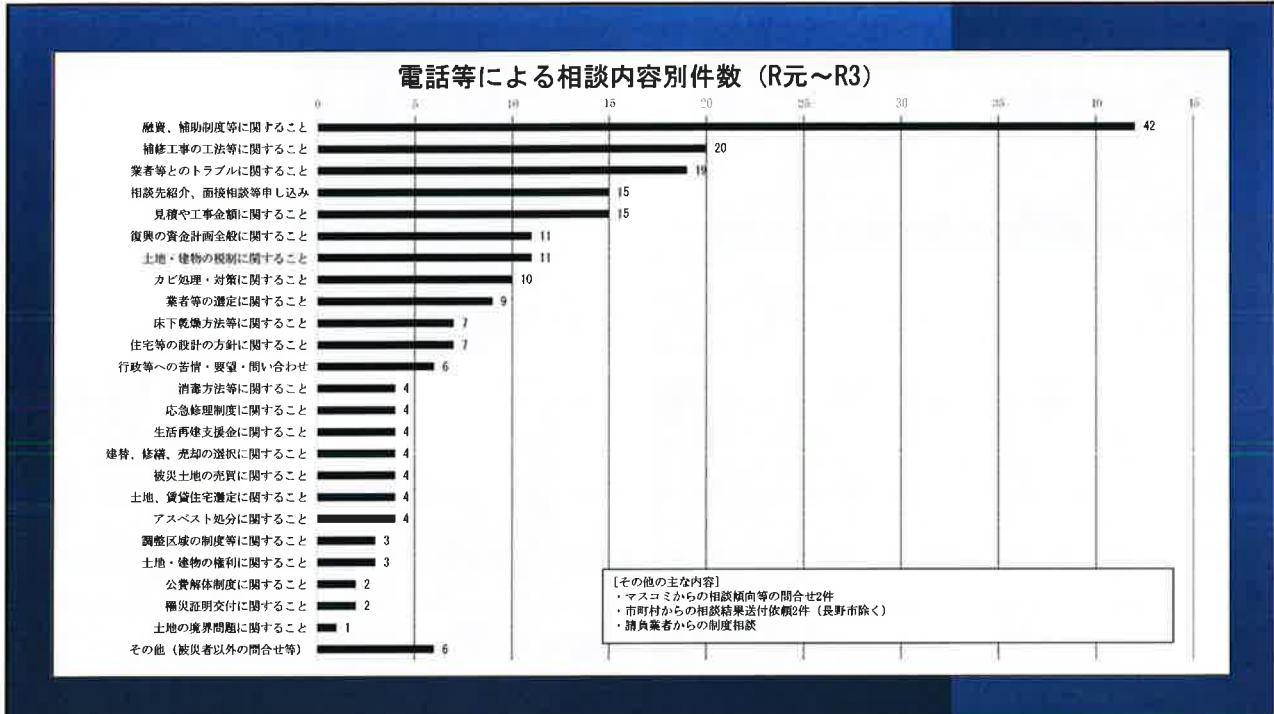
## カビに対する 知識不足と対 応方法

- ・ 地震災害とは異なり、浸水被害に遭った建材の継続使用の可否や“カビ”被害といった普段あまり考慮することのない判断を求められることに対して、明確な答えを持ちえないまま被災者と向き合うこととなった。
- ・ 結果的に早期に復旧工事を実施した被災者からのカビ発生による現地確認相談や業者との紛争対応の相談が複数寄せられた。
- ・ カビ対応は不可欠であり、気候や建物の構造、土壌の違い等によって乾燥の進行が異なり、特に床下の構造と床材の撤去の有無によって異なっていた。
- ・ 修繕業者も、水害の修繕経験がなく、被災者からの早期復旧の要望に応えることを優先した結果として、カビ発生の予見と対処が不十分であったものといえる。
- ・ また、給水管等の保温筒がグラスウール系の場合は、表面の保護材によって乾燥が進まず、被災後相当期間が経過していても水分が抜けない状態が確認できた。
- ・ 被災者は、フローリングや内壁の表面の状況のみで判断し、内部や床下までは確認しないまま、時間が経過し、春先から梅雨時を経て、カビ発生の気候条件が整った時期にカビが出現した事例が多くあった。
- ・ こうした、教訓を生かし、水害直後における復旧の進め方を示していくことが重要と感する。まずは乾燥、そして消毒を勧め、加えてシロアリ被害にも対応した専門業者による消毒作業も考慮しておこなうべきで、“焦らず・期限を見定めて方針を決定する”ことの重要性が実証された被災現場が数多く確認されている。



総合相談における相談内容別件数（令和元～令和3年度累計）





## 建築技術者の知識・技術の水準の違い

- 相談に応ずる建築士といつても、日常の業務において就いている業務は様々であり、全ての分野で技術的に長けているわけではない。
- 水害災害において、相談者への技術的なアドバイスのよりどころとなるのは、過去の経験や実績であり、初動段階での応急処置は「震災がつなぐ全国ネットワーク」作成の「水害にあったときに」（別掲：長野県建築相談連絡HPに掲載）が非常に参考となり、被災者へのアドバイスのバイブルとなた。
- 一方、発災直後における床下等への「石灰」散布については、相当の期間が経過後にその有効性や弊害が表面化して、液体（次亜塩素酸水）消毒の推奨が行われた。しかし、石灰そのものの有効性は少なからずあり、石灰を悪者にする扱いに苦言を呈する相談者もいた。今後の水害における乾燥から消毒作業における有効な方法を検証して、その適否を含めた情報提供を行うことが求められている。
- 建築士として技術面における相談にはある程度応えられるものの、最近の断熱性能の高い住宅の壁の構造を理解することは、その住宅メーカーの工事に携わった経験がなければ復旧（修理）の方法は的確には応えられないことが現実といえる。こうした課題に対応するためにも、今後の住宅の設計や完成時における引き渡し段階においては、「水害」も想定した、メンテナンス方法や修繕の方法も提示していくことも必要と考えられる。



## 被災者の復旧・復興ステージに対応した相談体制構築の必要性

- ・被災者支援のポイントは、何段階かのステージがある。そのステージごとのアドバイスが必要であり、加えて発災直後から復旧・復興までの大きな道筋を示したうえでの総合的なアドバイスも求められる。
- ・被災者相談に応ずる相談員の知識・技術レベルの向上と統一性が必要であり、そのためのマニュアル作りと習得のための講習・研修が必要。
- ・特に、本格復旧段階における重要な事項である資金計画に対するアドバイスについては、平時の助成制度とは異なる制度が多様に用意されており、民間事業者の建築士にあってはウイークポイントとも言える。
- ・詳細は行政機関に委ね、詳細は説明できなくとも、制度メニューと具体的な相談先を理解しておくことは必須事項である。
- ・また、専門家による総合相談や建築分野以外の相談にワンストップで対応できるコーディネート役が不可欠であり、震災時の「被災建築物応急危険度判定コーディネーター」に順じて個別の相談実施団体ではなく、国や都道府県単位での研修・講習を行うことや、“称号”を与える等の制度確立を行うことによって、幅広い知識を習得した者の養成を行っていくことが求められているといえる。
- ・この点、総合相談会においては、あらかじめの相談内容を把握したうえで、相談者への的確なアドバイスに応じられるよう、また、同じ水準でのアドバイスに心がける目的で、個別に「事前の対応」を事前に相談に応する相談員に事務局から配信し。

## 被災者相談で覚えておきたいこと

- ・災害救助法の適用の有無の把握 ⇒ 支援制度の根幹
- ・被災者再建支援法適用の有無 ⇒ 災害証明により支援に大きな差  
（災害救助法とは別に適用にハードル（R3.8の豪雨で茅野市は適用外））
- ・応急修理制度と公費解体の関係 ⇒ 応急修理実施は公費解体不可
- ・時間経過とともに変わる支援制度
- ・地域による法適用制度に注意  
（市街化調整区域など復旧の壁となる地域がある  
土砂災害防止法のレッドゾーンでは建て替えに多いな負担）
- ・リバースモゲージが新たな融資形態として浮上

### 専門家による 総合相談の周 知と実施方法 の検証

- ・被災者側からみた相談できるメニューが「建築相談連絡会」という組織名称から、当初は建築の技術面での相談に固定化されてしまった感がある。今後の周知方法の検討に生かす必要があります。
- ・IT弱者といわれる高齢者の災害時における情報収集手段の途絶に対応した伝達方法も含めて検討した結果、市町村広報が最も有効とされた。総合相談会は長野市開催が中心となり、被災者への周知方法の工夫が行われた。
- ・被災者が仮住居に居住していることも、情報伝達の難しさがあり、ダイレクトメール、SNS等の周知方法も実施された。さらに、総合相談会の会場をたてた被災地に近い場所に設定し、当初はウィークディに開催したが、2年目からは休日開催とした。被災者の相談会への出席態様の要望も把握したうえで、今後は多様な開催態様を検討すべきと考える。
- ・相談会及び現場相談等の開催について新聞広告を複数回掲載したが、相談希望者からの聞き取りでは、いつ掲載されるかわからず、掲載も膨大な広告の中の一コマであり意識をして紙面を見ない限り目に留まることが少ないということが分かり、災害特集の一部に組み入れるなど、企画や紙面の位置等の工夫を行い、また、地域限定紙（週刊長野）への載した。

## 相談実施後の フォローアップの必要性

- 相談実施後における専門家相互のフォローアップについては、主催市町村への情報提供は実施したもの、具体的な体制構築において明確に位置付けていなかった。
- 相談を受けた団体の専門分野に他の団体が踏み込むことは基本的にはできないものといえるが、相談内容の情報交換は必要と考えられる。
- 特に建築士に関しては、相談範囲が広く、現地相談も含めた多様な相談に応じているため、相談実績の蓄積とともに、相談事例ごとの対応例などを取りまとめた事例集を作成することが有効と思われ、こうした事例集を次に発生するであろう災害時に即応できるマニュアルとして機能させることを検討すべき。

## 相談者に対する 対応の限界性の克服

- 被災者が求める事項として、「信頼できる業者」の紹介希望がある。それも設計、請負、土地売却に伴う不動産業者が主な内容となっている。また、請負業者の見積額が適正であるか否かや、被災土地の売買価格の相場の問合せ等が増加した。また、「災害相場」ともいえる金額に相談者からは疑問の声が多く寄せられた。
- 実際の相談では「住宅リフォーム事業者団体登録制度」による業者を主体として紹介し、必要に応じて関係団体の会員名簿と選定のポイントを示した。
- 見積書に関しては、アドバイス資料に見積書のチェックポイントの提示と「住まいのダイヤル」の見積チェック制度活用を進言した。
- 「個別の業者紹介」は行わないこととし、業者選定の方法を伝えるにとどめた。災害時には様々な業者が被災者にアプローチしてくるため、トラブルを未然に防ぐ観点から業者選定は重要な事項と言え、今後、安心して任せられる業者選定の仕組みづくりを検討していくことが求められている。
- 災害時の「災害相場」ともいわれる、工事費用に、被災者が安心して依頼できる地域での業者選定を可能とする仕組みと、その仕組みに参画する事業者における工事費用の統一価格や修繕費用における単価の設定が望ましいと考えられる。
- 今回の水害では、長野市と（一社）長野市建設業協会が連携して、住宅再建者（新築）のために、工事費用を含めたモデルプランを作成して被災者に提示してきが、今後こうした仕組みを全県に、複数の関係団体とも協働して作っていくことが求められているといえる。

### 住宅再建方法のご案内

住宅瑕疵を認している方、自宅再建を計画している方に、モデルプランをご用意させていただきました。また、既に被災賃貸をうまく利用することで、月々1万円台から3万円台の安い賃貸もご用意しております。

**例1: 被災賃貸併用型**  
中古トレーラーハウス(賃貸住宅再建利用)  
返済/約11年(月々1万円)・賃料/1ヶ月分

**建物費用 834万円(税込)**

初期費用を充てて  
**月支払額(自己負担)1.1~1.8万円**

**例2: 一戸建て(平屋建て)プラン**  
二世帯住宅改修済み  
(ご予算内に収まります)

**建物費用 1,460万円(税込)**

初期費用を充てて  
**月支払額(自己負担)1.7~2.8万円**  
+ 建設時自己資金 300万円

**例3: 一戸建て(2階建て)プラン**  
既存/約15.5坪/7帖(リビング・階段・トイレ付)

**建物費用 1,790万円(税込)**

被災賃貸を併用して  
**月支払額(自己負担)2.3~3.7万円**  
+ 建設時自己資金 500万円

**詳しくはお問い合わせ下さい**

### 復興住宅プランーカタログによる住宅再建【高齢者向け】

被災者向け再建プラン

建物費 1,460万円	- 450万円 = 500万円	= 1,010万円 500万円	返済額 1,010万円 500万円
----------------	--------------------	--------------------	-------------------------

**月々の支払い**  
約19,000円 +  
+ 18,000円

**手元資金**  
1,210万円  
+  
用具費用  
250万円  
合計1,460万円  
(返済額と合わせてお預りする場合は、手元資金としてお手元に残す) = 500万円

手元資金を充てて  
月々18,000円で賃貸可能  
(月々1万円台の賃貸も可能ですが、手元資金を充ててお預りする場合は、手元資金としてお手元に残す)

**手元資金を充てて  
月々18,000円で賃貸可能  
(月々1万円台の賃貸も可能ですが、手元資金を充ててお預りする場合は、手元資金としてお手元に残す)**

**一戸建て(平屋建て)プラン**  
16坪

詳しくはお問い合わせ下さい  
お問い合わせ用紙を提出して下さい

取り扱い料金	返済金額	返済期間
1,010万円	18,000円	21ヶ月
950万円	17,200円	24ヶ月

詳しくはお問い合わせ下さい  
お問い合わせ用紙を提出して下さい